

裁判必勝法 part2 分科会

第14回人権研究交流集会 in札幌コンベンションセンター 2010.9.26(日) 10時~13時

勝つとは思えなかった難事件に勝利した秘訣は何か？！

3年前のあの感動が甦る！3年前この集會に裁判必勝法をやることにしたと言ったとき、「ふざけた題だな」と言っていた人達が、「とても勉強になった」「ぜひ続けてほしい」と言うまでになった伝説の分科会が、グレードアップしてpart2として再び甦る。皆さん経験があるだろう、困難な事件だがどうしても勝たなければならない事件があることを。しかし、何をやったら勝てるのか、勝訴をした先人は何をしたのだろうか、我々には何が足りないのか、裁判官は何を見ているのか、何に心を動かされるのか、自分達だけではわからない何かがあるに違いない。我ら青法協にはこれに答えてくれる「職人」が「先達」が「プロフェッショナル」がいる。その25年を超える弁護士・裁判官歴から苦勞の末つかみ取った珠玉の経験・ディープナレッジがあなたに向かって語り出される。職人から語り出された言葉は、あなたの血となり肉となり、弁護団事件に留まらず、日常の一般事件、ひいてはあなたの弁護士人生に大きな影響を与えるかもしれない。



(イラク派兵差止訴訟の会提供)

職人・先達・スペシャリストがその秘訣を余すところなく語る



(国民救援会提供)

今回パネリストに選ばれた4名の「職人」達の顔ぶれが素晴らしい。①まずは、イラク自衛隊派兵違憲訴訟弁護団である。ご存じの通りこの事件は2年前、文字通り歴史的な憲法9条1項違反の違憲判決を勝ち取ったのであるが、当初は親しい弁護士にも勝てる可能性のない事件をやってどうするのかとも言われた事件である。弁護団はどんな取り組みをしたのか、何が劇的な勝訴を呼び込んだのか、興味が尽きない。②次に今年の3月に公務員の政治活動に関し悪名高き猿払の最高裁判決を覆し、画期的な無罪判決を勝ち取った「堀越事件」である。堀越さん本人も驚いた無罪判決、東京高裁は36年前の最高裁猿払判決をどうして超えることが出来たのだろうか。弁護団は何をしたのだろうか。③さらに、開催地の札幌からは「青春を返せ訴訟」の弁護団の郷路弁護士に登場を願う。原告らに様々な意味でハンディがあり、理論的にも難しい初めての裁判で、札幌地裁の判決文はA4で521頁あったという。何がそこまで裁判官の心を動かしたのだろうか。④最後に、一昨年まで38年間一貫して現場裁判官の職を全うされた丹羽元裁判官に聞こう。裁判官から見た弁護士は的を得た活動をしているのか、裁判官はどこを見て、何を感じて勝たせるのか。

今回は最強の4名が出揃った。このような歴史的な勝訴事件、そして4名もの先達から貴重な話を一気に聞ける機会は滅多にないことである。ぜひ、語り出される珠玉の言葉から「裁判必勝法」を会得され、あなたも、弁護団事件、一般事件に活用すると共に、職人となって、未知の事件を切り拓いて行って戴きたい。今年も職人パネリストがあなたをうならせる。

参加すれば、あなたの未来が拓ける分科会である。